

※本資料は、今後の当局（IASB・FASB・ASBJ等）の動向、方針、制度に対する弊社の見解を示す資料であり、その内容の正確性または完全性を、（明示的にも暗示的にも）表明あるいは保証するものではありません。

第35号
Dec-2018

<TOPIC1> IASBが保険契約基準の1年延期を提案へ <TOPIC2> IASBが「重要性がある」の定義を明確化

TOPIC1

IASB（国際会計基準委員会）は2018年11月14日に、新しい保険契約基準IFRS第17号の発効日を2022年への1年延期を提案することを投票で決定しました。

また、同審議会は、保険会社に対する金融商品基準IFRS第9号適用の一時的免除について、2022年までの延長を提案することも決定しました。これはIFRS第9号とIFRS第17号の両方を同時に適用できるようにすることを目的としています。延期の提案は来年行われる予定の公開協議の対象となり、12月の会議の間に本基準の考え得る修正の利点について議論する予定とされています。

TOPIC2

IASBは2018年10月31日に、「重要性がある」の定義の修正を公表しました。本定義の修正により、IAS第1号「財務諸表の表示」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」が修正されています。この変更は2020年1月1から適用されますが、企業は早期適用を決定することができます。

従前の定義	新しい定義
項目の省略又は誤表示は、利用者が財務諸表に基づいて行う経済的意思決定に、単独で又は総体として影響を与える可能性がある場合には、重要性がある。（IAS第1号「財務諸表の表示」）	情報は、それを省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業の財務情報を提供する一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある。

これは企業が重要性の判断を行うことをより容易にするためのものとされていますが、IASBは、本修正は既存のガイダンスに基づいているため、これにより重要性の判断が実務で行われる方法や企業の財務諸表に著しい影響を与えるとは予想していません。当該変更により「主要な利用者」の特性に関する説明及び情報を「覆い隠す」の用語の説明/例示が追加されています。

【弊社見解】IASBは原則主義を踏襲しつつ、開示のガイダンスや業態別雛形等を提示し財務諸表簡素化の方向に向かっているようです。特に金融商品は開示の要求が多いため、重要性の定義を緩和し、重要性のあるものが埋もれてしまわないようにしたい、結果として開示の簡素化にも繋がりたいという意向があると思われます。

詳細はASBJのホームページ等を参照のこと。